

行田中学校 S T S 規約

第1章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、船橋市立行田中学校 S T S (Students Teacher and Supporters) と称し、事務局を同校内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、大人、地域と教職員が協力して、家庭と学校と地域と連携し、生徒の心身ともに成長をはかる事を目的とする。

(方針)

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
生徒の教育及び福祉のために活動する諸団体と協力する。

(1) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

(2) 個人的な行動は行わない。

(会員)

第 4 条 本会は、次の者を会員とする。

(1) 本校生徒の父母またはこれに代わる保護者、大人。

(2) 本校に勤務する教職員。

(会費)

第 5 条 本会の会員は会費を納めるものとする。

(1) 会費は1世帯年額 3, 0 0 0円とする。

第2章 経理

第 6 条 本会の活動に要する経費は、会費その他の収入によって支弁される。

第 7 条 本会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。

第 8 条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第 9 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員及び任務

(役員)

第10条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以上 (内1名教頭)
- (3) 会計 2名以上
- (4) 書記 2名以上
- (5) 会計監査 2名
- (6) 顧問(相談役) 若干名

(役員を選出)

第11条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 中学校区の小学校役員(会長・副会長・書記・会計・会計監査・530推進委員、青少年補導委員)は重複しない。
- (2) 会長は、学校運営協議会の承諾をとる。
- (3) 副会長、会計、書記、会計監査は総会で選出する。
- (4) 青少年補導委員は学校長推薦とする。
- (5) 顧問は、会長や副会長等を経験し、又は、地域との連携が深い者で会の運営全体に関して、十分な経験と知識があるものとし、会長が指名した者

(役員任期)

第12条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(役員任務)

第13条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表とし、一切の会務を統括する。
- (2) 会長は、学校運営協議会に属する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、これに代わる。
- (4) 会計は会計事務、副会長の補佐をする。
- (5) 書記は総会、委員会の議事を記録し、庶務を行う。また副会長の補佐をする。
- (6) 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告をする。
- (7) 役員は活動の妨げとなる行為をした時、役職を個人として使用した時、活動に参加意欲が無い時は「解任」とする。
- (8) 顧問は、会長に対し会の適切な運営のために助言や支援をおこなう。

第4章 組織及び運営

(組織)

- 第14条 本会は、第2条の目的を達成するため、総会、全体委員会、総務委員会をおく。
- (1) 活動計画は、年度毎に学校運営協議会過半数の承認を得る。
 - (2) その他、活動を必要とするときは協議会を経て承認を得る。

(議会)

- 第15条 議会は、次のとおりとする。
- (1) 総会、全体委員会、総務委員会とする。

(委員)

- 第16条 委員は、次のとおりとする。
- (1) 学年委員
 - (2) 文化委員
 - (3) 校外委員
 - (4) 広報委員

(委員の選出と任期)

- 第17条 委員の選出は、次のとおりとする。
- (1) 各クラスより、委員を選出する。
 - ・ 学年委員は各クラス2名
 - ・ 文化委員は各クラス1名
 - ・ 校外委員は各クラス1名
 - ・ 広報委員は第1学年、第2学年より各クラス1名
 - ・ 同時期に他学校での会長、副会長、会計、書記、会計監査、青少年補導委員、530推進委員は免除。
- * 町会の役員、部活動などの役員は免除の対象としない。
- 任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員を生じた場合、各委員会、各クラスにおいて検討する。
任期は前任者の残任期間とする。
 - (3) 保護者が会員の限り、各家庭1回とする。

(委員の任務)

- 第18条 委員の任務は、次のとおりとする。
- (1) 委員は、各委員会に出席し、議事を審議し活動を行う。

(総会)

第 19 条 総会は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、本会最高の決議機関で会員の過半数の出席をもって成立する。
但し、委任状を含む。
- (2) 総会における議決は、出席者の過半数をもって行われる。
- (3) 定期総会は、年度の初めに開くものとする。なお、臨時総会は会員の 1/3 以上の要求があったとき、また委員長が必要と認めたとき開催する。

(全体委員会)

第 20 条 全体委員会は、次のとおりとする。

- (1) 全体委員会は、役員、委員、校長、教務主任をもって構成する。
開催は会長が必要と認めたときとする。
- (2) 全体委員会は総会につぐ決議機関で会務を審議し執行する。

(総務委員会)

第 21 条 総務委員会は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会は、会長、副会長、会計、書記、校長をもって構成する。
- (2) 学校との連携、必要な活動、各委員会の運営を行う。

(学年委員会)

第 22 条 学年委員会は、次のとおりとする。

- (1) 学年委員会は、1 学年、2 学年、3 学年で構成する。
- (2) 学校との連携に必要な活動を行う。

(文化委員会)

第 23 条 文化委員会は、次のとおりとする。

- (1) 文化委員会は、1 学年、2 学年、3 学年で構成する。
- (2) 学校との連携に必要な活動を行う。

(校外委員会)

第 24 条 校外委員会は、次のとおりとする。

- (1) 校外委員会は、1 学年、2 学年、3 学年で構成する。
- (2) 生徒の校外生活の安全対策活動を行う。

(広報委員会)

第 25 条 広報委員会は、次のとおりとする。

- (1) 広報委員会は、1 学年、2 学年で構成する。
- (2) 広報紙「いちょう」を発行する。

第5章 規約改正

第26条 規約改正するときは、総会の議決を必要とする。

付則

1. 本会の運営について必要な事項は、運営委員会で別に規定を設ける。
2. 本規約は令和6年4月に制定実施する。

規定

本会は、付則1にもとづき慶弔、表彰、特別会計、選考規定を次のとおり定める。

〔慶弔規定〕

1. 教職員(会員)の婚姻、出産のとき。 5,000円
2. 会員、生徒が死亡したとき。 10,000円
3. 教職員(会員)の配偶者または一親等の血族が死亡したとき。 5,000円
4. その他、慶弔の必要が生じたときは、総務委員会で適宜決定する。

〔特別会計規定〕

この規定は、規約第2条に基づき、特別会計について必要な事項を定める。

1. 部活動支援について

- (1) 部活動顧問の要望に応じ、特別会計の一部を部活動に必要な物品購入の補助に充てる。
- (2) 援助枠は上限を100,000円とし、協議を経て決定する。
- (3) 関東大会・全国大会において、20名まで40,000円、21名以上50,000円、個人10,000円を賞賜金とする。

その他、必要と認められる場合は、協議して決定する。

〔選考規定〕

総会で選出される副会長、会計、書記の推薦手続きを次のとおりに定める。

(選考委員会)

選考委員会の構成及び任務は次のとおりとする。

- (1) 選考委員会の構成
 - ・ 第2学年の文化委員。
 - ・ 総務委員より委員長を選出。
 - ・ 立候補者は除く。

選考委員が候補者として推薦された場合は、委員会から脱退する。

(2) 選考委員会の任務

- ・ 選考委員会は、運営委員会の立場から責任をもって推薦候補者を選出する。
- ・ 選考委員会は推薦候補者が決定した場合、その者の内諾を得なければならない。
- ・ 候補者が選出できなかった際は各クラスより1名選出し、またその中より対象人数を選出する

(文化委員は選出方法、話し合った内容は個人情報も含まれるので、取り扱いに注意する)